

### 第1条(各納品の範囲)

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
  - ① 公社債券、株券その他の有価証券
  - ② 預金通帳、証書、契約証書、権利書その他の重要書類
  - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
  - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

### 第2条(契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。 継続後も同様とします。

## 第3条(使用料)

- (1) 当金庫所定の貸金庫使用料は、毎年4月に口座振替の方法により1年分を前払いしていただきます。 なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月としてその月から月割計算により支払ってくだ さい。
- (2)使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3)契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

#### 第4条(鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、 当金庫が保管します。

### 第5条(貸金庫の開閉等)

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用してください。 機械操作による貸金庫(以下「自動貸金庫」という。)の場合は貸金庫カード(以下「カード」という。)を発行しま す
- (2) 開庫にあたっては、当金庫所定の貸金庫開函願に署名または記名の上、届出の印章を押印して提出してください。 自動貸金庫についてはカードを操作機に挿入し、届出の暗証をボタンにより操作のうえ、正鍵を使用して行ってください。

停電、故障等によりカードによる貸金庫開閉ができないときは、当金庫所定の貸金庫開函願にご氏名を記入のうえカードとともに窓口に提出してください。

- (3) 各納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。
- (4) 貸金庫の利用後は施錠を確認してください。

自動貸金庫の場合は施錠を確認後、操作機の返却ボタンを押してください。

# 第6条 (届出事項の変更)

- (1) 印章またはカードを失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、カードの暗証その他の届出事項に変更があったときには、直ちに書面によって当店に届出てください。正鍵またはカードを失ったときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### 第7条(印章、カード、鍵の喪失時の取扱)

- (1) 印章、カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。 なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (3) カードを再発行(汚損等による再発行を含みます。) する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

### 第8条(印鑑照合、暗証番号等)

(1)貸金庫開函願、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、また操作機によりカードを確認し、開庫の為の操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して開庫その他の取扱をしましたうえはそれらの書類、カードまたは暗証につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。契約日からカード交付までの間に貸金庫を開閉する場合等に提出を受ける貸金庫開函願についても同様とします。

なお、操作機の故障の場合に、当金庫の窓口においてカードを確認し、貸金庫開函願、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された暗証または印鑑と届出の暗証または印鑑との一致を確認のうえ取扱いしました場合も同様とします。 (2) 前項において使用される正鍵について、当金庫は確認する義務を負いません。

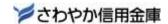
## 第9条 (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

## 第10条(反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用する

# 貸金庫規定



ことができ、第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの 貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

#### 第11条(解約等)

(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。

この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ、貸金庫をただちに明渡してください。 なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。

- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。 この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。 第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
  - ① 借主が使用料を支払わないとき
  - ② 借主について相続の開始があったとき
  - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまた はそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
  - ④ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
  - ⑤ 当金庫による店舗の改築、閉鎖あるいは当金庫にその他相当の事由があり、契約を継続することができないとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。
  - ① 借主が貸金庫使用申込書にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A. 暴力団
    - B. 暴力団員
    - C. 暴力団準構成員
    - D. 暴力団関係企業
    - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - F. その他前各号に準ずる者
  - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為
- (4)前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。

不足額が生じたときは直ちに支払ってください。

なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5)第1項から第3項の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ格納品を別途保管しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。

なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借 主の負担とします。

(6)使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。

この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

### 第12条(貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

## 第13条(緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、 当金庫は副鍵を使用して、貸金庫を開庫し、臨機の処置をすることができるものとします。

このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

# 第14条 (譲渡、転貸等の禁止)

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

以上